

阿佐谷南三丁目共同墓地・横川芳江家所蔵板碑



- 〔登録年月日〕平成二年三月三十一日
- 〔種別〕有形文化財（古文書）
- 〔名称〕阿佐谷南三丁目共同墓地・横川芳江家所蔵板碑
- 〔点数〕二基
- 〔所有者等〕個人
- 〔所在地等〕阿佐谷南三三五（共同墓地内）

阿佐谷南三丁目共同墓地・横川芳江家所蔵板碑

長さ五八cm、幅二〇cmで種子・蓮座の下に永訓大師と刻んだ板碑は、頂部右側と基部が欠損している。造立は永享五年（一四三三）である。

大師法号の板碑は、区内では本例が唯一のもので、周辺地域においても極めてまれなものである。また、この板碑の年号は永享五年と記されているが、当時鎌倉府の足利持氏と京都の將軍足利義教との間には確執があり、持氏は永享三年（一四三一）まで改元にもかかわらず、旧年号の「正長」を使用していた。そのため東国でもそれにならっていたと言う。この永享五年という年号表記は、すでに鎌倉と京都との確執が和解していた歴史状況を物語っているのである。

種子・蓮座の下に恵畔童子、その左右に明応七年（一四九八）五月三〇日と造立年月日を刻む板碑は、長さ五八cm、幅一七cmでほぼ完形である。

この童子法号の板碑は区内では他に一例を数えるのみで、童女法号の例をいれても三例という稀少まれなものである。一般に童子・童女法号板碑の出現は室町中期頃と考えられ、この頃から幼い子女達にも死後の地位が与えられるようになったためと言われている。当時の家族関係の一端と経済力の拡大とをうかがわせる板碑である。なお、恵畔の「畔」は密宗の重視する梵音（字）で、板碑の造立に密教系僧侶の介入を示唆する資料である。

【文化財所在地】

